

[募集] 児童自立支援専門員(臨時的任用職員)

児童自立支援施設育成学校で、児童自立支援専門員(臨時的任用職員)を募集しています。

- 1 **募集人員** 1名
- 2 **雇用期間** 令和5年8月11日～令和6年3月31日
※ 本募集は産休・育休代替職員としての募集です。
従って、産休・育休取得予定の職員が復帰するまでの間は、雇用期間を延長する場合があります。
- 3 **業務内容** 様々な理由から生活指導等を要する児童に対し、その自立を支援する業務
- 4 **業務場所** 山口市大内氷上7丁目5-1 山口県立育成学校
- 5 **勤務日数** 月21日勤務(シフトによる4週8休制)
- 6 **勤務時間** 変形労働時間制
(日勤) 08時30分～17時15分(休憩12時～13時)
(夜勤) 17時00分～翌9時15分
(早出) 06時30分～15時15分(休憩12時～13時)
(遅出) 13時15分～22時00分(休憩16時～17時)
(宿直) 22時00分～翌06時30分(原則夜勤者対応)
- 7 **給与等**
○給与 月額 150,800円～
※ 経歴その他を勘案して決定
月末締め、当月21日支払い

○諸手当 期末手当、宿直手当、通勤手当、退職手当等あり
- 8 **社会保険等** 厚生年金、健康保険(地共済)あり
- 9 **応募資格** 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年山口県条例第3号)第61条各号のいずれかに該当する者
※ 詳細は別紙参照
- 10 **お問い合わせ先** 山口県立育成学校 電話 083-927-0304(担当:多田)

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

第六十一条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む)。
- 四 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学等を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、社会福祉学等に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であって、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は規則で定めるもの
- 五 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は規則で定めるもの
- 六 外国の大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は規則で定めるもの
- 七 学校教育修了者等であって、三年以上児童自立支援事業に従事したもの又は規則で定めるもの
- 八 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は二年以上教員としてその職務に従事したもの